

第 70 号議案

豊後大野市奥嶽川自然公園井崎河川公園キャンプ場条例の一部改正について

豊後大野市奥嶽川自然公園井崎河川公園キャンプ場条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 6 月 12 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

施設の改修等に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市奥嶽川自然公園井崎河川公園キャンプ場条例の一部を改正する条例

豊後大野市奥嶽川自然公園井崎河川公園キャンプ場条例（平成 17 年豊後大野市条例第 201 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「7 月 1 日から 9 月 30 日まで」を「3 月 1 日から 12 月 28 日まで」に改める。

第 5 条を次のように改める。

（利用の制限）

第 5 条 18 歳未満の者（他の法令により成年者と同一の能力を有する者を除く。）がキャンプ場を利用しようとする場合は、その保護者又は引率者の同伴がなければ、次条に規定する利用の許可をしないものとする。

別表を次のように改める。

別表（第 10 条、第 16 条関係）

区分	単位	使用料
ツリー型ハウス	1 棟	7,560 円
ドミトリー棟	1 人	2,700 円
ログハウス	1 人	ツイン利用の場合 8,640 円 ※3 人目以降 1 人につき 2,700 円
キャビンハウス	1 棟	10,800 円 ※ペット持込み(犬・猫に限る。)の場合 1 頭(匹)につき 2,700 円
自転車	1 台	1 時間につき 100 円
バーベキューサイト	1 人	2 時間につき 300 円
ドッグラン	1 頭(匹)	宿泊外者 90 分につき 900 円

備考 ドミトリー棟・ログハウスの利用許可を受けた場合における 4 歳以下の者の使用料は、2 人目までは無料とし、3 人目以降については通常使用料とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 7 月 25 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の豊後大野市奥嶽川自然公園井崎河川公園キャンプ場条例第 16 条第 2 項の規定により指定管理者が利用料金を定めることその他同条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。